

令和6年2月26日

豊後大野市議会

議長 田 嶋 栄 一 様

厚生文教常任委員会

委員長 嶺 英治

厚生文教常任委員会所管事務調査 結果報告書

2023 市民と議会の意見交換会における市民から市に対する意見・質疑について、内容を調査するため、令和6年2月5日に厚生文教常任委員会を開催しました。

委員会では執行部から説明を受けたあと、委員全員で検討した結果、下記のとおり見解がまとまりましたので報告します。

記

1 一般廃棄物処理の許可について

(意見1) 一人暮らしの高齢者が亡くなったりしたときに、親族から家の片付け等を依頼されるが、一般廃棄物処理の許可を持っていないため、片付けはできるが、ごみの処理は許可を受けている処理業者に依頼することになる。片付け費用と処理費用を合わせると高額になるため、片付けをあきらめ、そのまま朽ちていく空き家が増えているので、一般廃棄物処理の許可を出してほしい。

(意見2) 一般廃棄物処理の許可を受けていないと、片付けはできても、清掃センターまでの運搬等ができない。運搬の許可を受けた業者に依頼すると、片付けとは別に車1台につき何万という金がかかる。高齢者がそういう費用を捻出するというのは非常に負担になるので、一般廃棄物処理の許可を出してほしい。

【厚生文教常任委員会の見解】

豊後大野市では、廃棄物及び清掃に関する法律（以下、「法律」という。昭和45年法律第137号）第6条に基づき、豊後大野市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しています。この計画は、平成24年度から令和8年度までの期間で、令和2年3月に中間見直しを行っています。

一般廃棄物は、ごみ、し尿に分けられ、更にごみは家庭系ごみ、事業系ごみに分けられており、今回、意見として出された一般廃棄物処理の許可は、家庭系ごみのうち、粗大ごみ・一時多量ごみの収集・運搬に対する許可です。許可要件については、法律第7条に規定されており、第5項第1号において、当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であることとされています。

本市のごみの処理量の推移を見ると、令和元年度で1万3,418トン、令和4年度で1万2,978トンと減少傾向であり、ほぼ計画通りの推移となっていることから、ごみ処理が逼迫した状態であるとは考えられません。

現行での事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物（粗大ごみ及び一時多量ごみ）の収集運搬の需要量は十分に確保されており、かつ適正に処理されていることから、市としては新規の許可は行わない方針であるとの説明がありました。

また、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」の中に、最高裁判決の趣旨が記載されており、一般廃棄物処理業は専ら自由競争にゆだねられるべき性格の事業とは位置づけられていません。

以上の内容を検討した結果、現在、需要と供給のバランスが取れていること、ごみの処理量が減少傾向であること、新規参入を許可することにより既存の許可業者の事業への影響が考えられることを踏まえ、新規の事業者に対し、一般廃棄物処理の許可を出すことは適切ではないと結論づけました。

2 放課後児童クラブの運営について

(意見) 国の基準にのっとって職員の配置等をしているが、児童数の減少に伴い、基準額等も減額され、運営が大変厳しい状況である。運営費と人件費で委託料を超えてしまっているクラブも出てきている。

職員の配置等を含め、地域の実情に合わせた豊後大野市独自の子育て支援が考えられないか。また、児童クラブの経営状況のチェックと、それを改善するためにはどうすればよいか考えていただきたい。

【厚生文教常任委員会の見解】

豊後大野市内に放課後児童クラブは13クラブあり、法人運営は8クラブ、運営委員会運営が2クラブ、保護者会での運営が1クラブ、市直営が2クラブあります。設置場所は、小学校に隣接する場所や児童館内、こども園内等となっています。

国の基準では、36人から45人の基準額が一番高くなっており、これは国が考えている児童クラブの規模が40人前後であるため、45人を超えた場合は1人当たり6万9,000円が減額され、36人を下回る場合は1人当たり2万6,000円が減額されます。

しかし、児童数が少なくても職員は2名以上配置する必要があり、児童数が多ければそれに見合った人数の職員を配置しなければならないため、市は独自の措置として、この減額分について支援しているとのことでした。

保護者負担金については、5,000円のクラブが5クラブ、4,000円のクラブが4クラブ、無料のクラブが4クラブとなっており、児童館と併設している児童クラブの保護者負担金が無料となっています。

補助金も様々な加算メニューがあるものの、職員の資格の有無等が関係してくるため、市としては保育士等の資格を持った職員の雇用を目指してほしいとしていますが、実際は難しいとのことでした。

以上の内容を検討した結果、児童クラブは、児童に対して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業であることから、適切な運営が求められるものであり、運営が苦しい状況になっている原因や、各児童クラブの運営に問題はないのか等、多方面からのチェックが必要であると考えます。

職員の確保については、勤務時間帯等の関係で確保が難しいことは理解していますが、児童の安全を守ることを第一に配置の基準を考えるべきです。

保護者負担金については、市内で徴収するクラブと徴収しないクラブがあることは、平等性の観点から見ると、いささか疑問に感じます。保護者負担金を徴収するのであれば、市が一律の料金を定める等の対応が必要です。

また、児童館が併設する児童クラブについては、再度児童館と児童クラブの設置目的等を確認し、それぞれの施設を適正に運営するよう指導していくことも重要です。

上記の内容を踏まえたうえで、市独自の子育て支援や運営費の補填等の検討を行うべきではありますが、本件につきましては大分県市長会へ要望書を提出しているということでしたので、本委員会としては、今後も児童クラブの運営事業者と十分な協議、検討を重ねていくことと、他市の状況を注視していくことが重要であると結論づけました。

3 介護タクシーの運営について

(意見) 清川で18年前から介護タクシーの事業をしているが、ずっと赤字である。また、ここ数年の燃料価格の高騰により、赤字がますます膨らんでいる状況である。

以前より、市長にはどうにかしてもらえないかという話はしており、昨年度、初めて「公共交通事業者等事業継続支援金」という補助金をいただいたが、今年度はなくなった。

高齢化が進み、今後も利用が増えることが考えられるので、運行を続けていくために、何かしら補助金を考えていただきたい。

【厚生文教常任委員会の見解】

介護や介助が必要な方を輸送するタクシー事業として、介護タクシーと福祉タクシーと呼ばれるものがあり、その2つは明確に分けられています。

介護タクシーは、要介護1以上の方で、自宅や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアホームで暮らしており、1人で公共交通機関を利用することができない方が利用できます。介護保険サービスに該当するため、ケアプランの作成が必要です。利用においても、通院、メガネや補聴器の購入等本人が出向かないと買えないものための買い物、役所への届出等をする場合に限られ、原則家族の同乗はできませんし、病院内での介助等もできません。

費用負担は、介護タクシー利用料は訪問介護サービス料となり、認定に応じた自己負担分と運賃実費を利用者が負担します。

一方、福祉タクシーは、正式名称を「一般乗用旅客自動車運送事業」といい、タクシー業界では、福祉輸送サービス、ケア輸送サービスと言われている事業です。身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方が対象ですが、事業所によっては手帳をお持ちでない方も利用できます。要介護認定やケアプランの作成は不要で、買い物や旅行等、幅広い用途に利用でき、家族の同乗も可能ですが、運転手による乗降介助等は行わないこととなっています。

費用負担は、公費負担がないため、全額自己負担となります。

いずれのタクシー事業も、運賃については各事業所が設定することになっています。

令和4年度に「公共交通事業者等事業継続支援金」ということで、市内のタクシー事業者等に補助金を交付していますが、こちらは「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」から支出しており、単年度の補助となっていますとのことでした。

以上の内容を検討した結果、利用者の実質の負担が増えることは、利用者、事業者双方にとって痛手ではありますが、昨今の燃料価格等の高騰により増加した費用を、ある程度運賃へ価格転嫁することはやむを得ないものと考えます。

また、現在設定している運賃が妥当であるかどうか、利用人数や移動距離等から設定金額に無理がないかなどを検討する必要があります。

公的事业ですが、民間事業者の自主性に委ねるこの介護保険事業について、特例で助成等を継続していくことは、いささか市の補助金交付の姿勢としては疑問が残ります。ただし、高齢者等の移動支援については、関係部署とも協議を重ね、検討することが必要であると結論づけました。